

条 例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第三号中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同条第四号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

別表第一の一の項中「同法第三条第二項第三号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表の三の項中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、「又は生徒」を「、生徒又は学生」に改め、同表の四の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表中十三の項を削り、十四の項を十三の項とし、同表に次の一項を加える。

十四 教育委員会	県立の中学校における学校給食費（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。）に係る援助に関する事務であつて規則で定めるもの
----------	--

別表第二の一の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の二の項中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、「又は生徒」を「、生徒又は学生」に改める。

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一中一の項及び二の項を削り、同表の三の項中「高等学校等」の下に「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。」を、「保護者等」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同表の一の項とし、同表中四の項及び五の項を削り、六の項を二の項とし、七の項を三の項とし、八の項を四の項とし、九の項から十一の項までを削り、十

二の項を五の項とし、十三の項を六の項とし、十四の項を七の項とする。
別表第二の一の項を次のように改める。

一 知事	<p>私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものの</p>	<p>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p>
------	---	---

別表第二の二の項中「生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」に改める。

別表第二の三の項中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報その他の利用特定個人情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表の五の項中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。
別表第三の一の項を次のように改める。

一 知事	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	教育委員会	<p>特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
------	--	-------	---

別表第三の五の項及び六の項を次のように改める。

五 教育委員会	国立及び公立の高等学校等（高等学校等	知事	外国人生活保護関係情報であつて規
---------	--------------------	----	------------------

	校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。）の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		則で定めるもの
六 教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

第三条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一中七の項を八の項とし、二の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次の一項を加える。

二 知事	知事が指定した特定の疾患にり患した者に対する医療の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
------	---

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第一及び別表第二の改正規定 公布の日
- 二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和七年四月一日
- 三 第二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で

定める日